

事業主の皆さまへ

短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用が拡大されています

平成 28 年 10 月から厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大となり、週 20 時間以上働く**短時間労働者**^{※1}で、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所および国に属する全ての適用事業所で働く方も厚生年金保険等の適用対象となっています。

※1 「短時間労働者」とは、次の①～④の全ての要件を満たす労働者となります。

【平成 28 年 10 月からの適用対象者】

勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～⑤全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 被保険者数が常時 501 人以上の企業に勤めていること

短時間労働者の 4 要件

本年 4 月から、短時間労働者に対する適用対象が広がります

この度、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布となり、平成 29 年 4 月 1 日からは常時 **500 人以下の企業等**にも適用拡大され、**下記ア、イの事業所に勤務する短時間労働者も、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。**

【新たに適用拡大となる事業所】

次のア又はイに該当する、被保険者数が常時 500 人以下の事業所

ア. 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所

イ. 地方公共団体に属する事業所

注) 国に属する全ての事業所については平成 28 年 10 月から適用拡大を開始しています。

短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなどのメリットがあります。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

新たな適用対象者にかかる手続きは以下のとおりです

ア. 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所の手続き

○次の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付して、本店または主たる事業所の事業主から平成29年4月以降に「任意特定適用事業所該当／不該当申出書」を提出してください。

- i. 従業員^{※2}の過半数で組織する労働組合の同意
 - i. に該当する労働組合がないときは ii、iii のいずれかの同意
 - ii. 従業員の過半数を代表する者の同意
 - iii. 従業員の二分の一以上の同意

○短時間労働者の「資格取得届」^{※3}を提出してください。

※2 「従業員」とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

※3 短時間労働者の資格取得年月日は上記申出書の受理日（任意特定適用事業所該当日）となりますので、申出書を郵送で提出する場合は該当日をご確認のうえ資格取得届を提出してください。

イ. 地方公共団体に属する事業所の手続き

○平成29年4月以降、地方公共団体に属する全ての事業所の短時間労働者が新たに厚生年金保険等の適用対象となりますので、短時間労働者に該当する方がいる場合は短時間労働者の「資格取得届」を提出してください。

注) 事業所が適用拡大の対象となる際の「特定適用事業所該当届」の提出は不要です。なお、特定適用事業所該当通知書は送付いたしません。

○現在、厚生年金保険等の適用になっていない事業所で、短時間労働者に該当する方がいる場合は、短時間労働者の「資格取得届」とあわせて「健康保険・厚生年金保険 新規適用届」の提出が必要です。

(様式例)

[資格取得届]

短時間労働者の資格取得届を提出する場合は、機構ホームページから備考欄に「☑短時間労働者(3/4未満)」のチェックボックスを記載している上記の様式をダウンロードのうえ、チェックボックスにチェックし、提出してください。なお、チェックボックスが記載されていない資格取得届を使用する場合は、備考欄に「短時間労働者」と付記してください。

各種届出様式等および短時間労働者の適用拡大についてのQ & Aは、機構ホームページに順次掲載していきますのでご確認ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>